

## 『高圧・特別高圧電気取扱業務』特別教育

## (学科のみ)

労働安全衛生法では、事業者は感電等の災害発生状況を防止するため従業員に「高圧若しくは特別高圧の充電電路もしくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務」に従事させる場合には、事業者は法に定める安全または衛生のための特別教育を行わなければならない、と定めています。

当協会では、事業主に代わってこの特別教育を下記の通り開催しますので、ご案内致します。

## 1. 日時・場所

回	日 程	時間	場 所
第1回	2024年10月2日～3日(水・木)	9:00: 受付	若松市民会館 (JR若松駅前)
第2回	2025年 2月4日～5日(火・水)		

(注) 受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います。

## 2. 定員：30名

## 3. 受講料・テキスト代(消費税込み)

(単位：円)

	受講料			テキスト代			合計 (税込)
	受講料	消費税		テキスト代	消費税		
会 員	15,000	1,500	16,500	1,300	130	1,430	17,930
一 般	17,000	1,700	18,700				20,130

※ 若松労働基準協会会員に限らず、福岡県下の労働基準協会会員は会員料金を適用します。

## 4. カリキュラム

講 習 内 容	時 間
高圧又は特別高圧の電気に関する基礎知識	1.5時間
高圧又は特別高圧の電気設備に関する基礎知識	2.0時間
高圧又は特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1.5時間
高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法	5.0時間
第5編 関係法令	1.0時間
学科合計	11.0時間

《実技教育は各事業所様で実施して下さい》

- ・高圧又は特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (15時間以上)
- ・充電電路の操作の業務のみを行う者の場合 (1時間以上)

## 5. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。  
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。  
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

## 6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会  
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階  
TEL: 093-751-6563、 FAX: 093-863-6567  
受講料振込先: 北九州銀行若松支店 普通預金: 6072367 若松労働基準協会  
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX:093-863-6567

## 【高圧・特別高圧電気取扱業務】受講申請書 (学科のみ)

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日 (昭和・平成)		〒		現住所 携帯:	
所属 事業所	所在地	〒		都 道 府 県			
	事業所名 (印不要)	□業 種 □製造業 □建設業 □その他					
		TEL		FAX			
連絡先	担当者所属・氏名			(電話)			
				(FAX)			
【受講希望日】	月	日	受講料振込予定日		令和 年	月	日
			受講料(合計)		円		
□福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他( )協会]							
□福岡県下労働基準協会の会員ではない							

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。  
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

### 注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日:           年    月    日

若松労働基準協会会長 殿